

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|--|------|--------------|------|-------|
| 管理番号 | 243 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止 | | | | |
| 提案団体 | 広島県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省、国土交通省、総務省 | | | | |

求める措置の具体的内容

市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かしつつ農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。

市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。

【懸念の解消】

本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っていることとあり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。

根拠法令等

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項

農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)は「農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項」及び「農林業生産の基盤整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設の整備で促進事業に関連して実施されるものに関する事項」から構成されるが、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、「促進事業の実施に関する事項」のみ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされている(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。

このように、基盤整備計画の作成又は変更について、全体協議ではなく、部分協議としているのは、

1 市町村中心の地域の自主性を生かした農林業等の活性化を目的としているため、全てを協議対象とすることは適切でないこと

2 しかしながら、促進事業の実施に関する事項は、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外される農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項(法第4条第4項)を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事は、特に広域的な観点から調整を行う必要があること

によるものである。

したがって、同法による都道府県知事への協議・同意の義務付けは存置する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

所有権移転等促進計画については、法第8条第4項により都道府県知事の承認手続が定められていることなどにより、広域的な観点からの調整を図ることができるため、基盤整備計画に係る都道府県の協議・同意は不要と考える。

(農地転用については、全市町村の3割弱、本県においてはすべての市町で事務処理特例条例により実施)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---------------------------------|------|--------------|------|------------|
| 管理番号 | 805 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 土地利用(農地除く) |
| 提案事項 (事項名) | 区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止 | | | | |
| 提案団体 | 兵庫県【共同提案】大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 国土交通省、農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。

【支障事例・改正による効果】

農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。

【改正後の対応】

なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるものの、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。
(大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。)

【本県における協議状況】

区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度)

平成19年8月～12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議)

平成20年8月～12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議)

平成21年4月28日 変更告示

根拠法令等

都市計画法第23条第1項

区域区分に関する都市計画決定については、まとまった面積の農地を市街化区域に編入されることにより、届出のみで転用可能となることから、農地の総量確保に大きな支障が生ずるおそれがあるため、農林水産大臣との協議を廃止することは困難である。

なお、御指摘の事例では、平成19年8月に都市計画の次期定期見直しに係る県全体の対応方針案について一度説明を受けた後、平成20年8月までは特に協議を受けていない。このため、都市計画の変更案に係る下協議期間は平成20年8月から12月までの約4ヶ月間であったと認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・区域区分の軽微な変更に関する都市計画を定めるにあたっては、①市町の都市計画部局と農政部局の協議が整ったものについて、②さらに県の都市計画部局と農政部局が協議を行っており、都市的土地利用と農地保全との連携は十分に確保することが可能である。

・今回、大臣許可を要する農地転用許可権限の都道府県への移譲も同時に提案しており、国土交通大臣への同意協議を廃止することにより、都道府県において一体的処理が可能になる。

全国知事会からの意見

区域区分に関する都市計画策定に当たっての農林水産大臣への協議を廃止すべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|------------|
| 管理番号 | 925 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 土地利用(農地除く) |
| 提案事項 (事項名) | 都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 埼玉県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省(林野庁) | | | | |

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち地域材利活用倍増戦略プロジェクトについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

地域材の利用促進等、県の施策と重複しているので、県で一体的に実施したほうがより効果が期待できる。

根拠法令等

林産物供給等振興対策事業実施要綱

地域材利活用倍増戦略プロジェクトは、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、CLT等の新たな木材需要の創出や公共建築物の木造化等、各分野での木材利用を拡大するとともに、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図ることにより、林業の成長産業化の実現を目的とする事業である。

本事業は、①全国的に顕在化してきてきた課題に対応し、事業の効果が全国的に裨益すること、②地域材の安定的・効果的な供給体制の構築にあたっては複数の府県をまたぎ広範囲になること、③主として民間事業者が行うCLTや木質バイオマス利用等の技術開発や全国的な活動を推進することなど、県を単位とした事業とは限らないことから、民間団体等への直接交付としているところ。

なお、地域材の利用促進に係る木材加工施設、木造公共施設、木質バイオマス利用施設の整備や森林整備等については、都道府県を通じて市町村や民間事業者に交付されているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち、民間事業者が行うCLTや木質バイオマス利用等の技術開発や全国的な活動を推進することについては、県を単位とした事業とは限らないため都道府県を介さない補助金は必要であると認める。

しかし、「地域材利用促進事業」のうち、①「公共建築物等の木造化等の促進」事業は、公共建築物の木造化・内装木質化について設計段階からの技術支援等を行うものであるが、実際に建設する際には、県を通じた補助を行う場合が多い。そのため、設計段階から県が関与することが必要と考える。

また、②「地域材の安定的・効率的な供給体制の構築」については、地域(山側)が一体となり、地域材の供給体制の構築を図るものであるが、県が実施する事業と重複する部分が多いため、県で一体的に実施したほうが効果が期待できる。

そのため、これらについては、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

都道府県が実施する林業事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|-----------|------|--------------|------|-------|
| 管理番号 | 717 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農地転用基準の緩和 | | | | |
| 提案団体 | 聖籠町 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

当町提案4による除外後の農地に限り、農地法の規定に関わらず転用可とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

当町提案4による農振除外後も農地法第4条及び第5条により転用して有効活用を図ることが出来ない場合がある。特に農地種の判断基準については、農地の性質そのものに着目したものではなく、周囲の状況等により判断されるため、遊休農地又は荒廃農地であっても、原則転用出来ない第1種以上農地として扱われることがある。

【制度改正の必要性】

エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされているが、第1種以上農地と扱われる限り転用できない。しかし、この制度改正により土地の有効活用の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することが可能となれば我が国の持続的発展に寄与することができる。

【懸念の解消策】

第1種以上農地で再生可能エネルギー施設を無秩序に開発される懸念が想定されるが、当町提案4による農振除外後の区域に限って転用を認めることから当該懸念は解消される。また、当該区域の第1種以上農地が開発されることにより、隣接農地への往来、通作等に影響がある懸念も想定されるが、もともと遊休農地又は荒廃農地であり、往来、通作等への新たな影響があるとは想定されない。

根拠法令等

農地法第4条・第5条

農山漁村再生可能エネルギー法が本年5月1日に施行され、この法律に基づき、市町村が基本計画において再生利用困難な荒廃農地等を設備整備区域に含めた場合には、第1種農地であっても例外的に転用できるよう措置している。

なお、例示図について、現耕作地の除外は遊休農地等の除外と同様に個別に判断する必要があり、一定割合(半分以上)が除外されたからといってその残りの農地についても除外を可能とするような運用は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあり認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|-------------|------|--------------|------|-------|
| 管理番号 | 124 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 転用許可基準の条例委任 | | | | |
| 提案団体 | 松前町 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

農地法第4条及び第5条を改正し、地域の実情に合った許可基準を設定できるよう条例委任すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。

そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。

土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。

しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になるとともに、迅速性にも欠けている状況である。

地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。

そのため、地域の実情にあった許可基準を設定できるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。

【支障事例1】

片側2車線の町道が完成し、分断線としては認められたが、「特別な施設の立地条件を必要とする施設」で規定している「流通業務施設」「休憩所」「給油所」等の施設については、国、県道ではないということで認められていない。

【支障事例2】

自治体が設置する地域のコミュニティ施設や消防団の施設等、公共性の高い施設にも、同様の立地条件が適用されるため地域が要望する場所に設置できない例があった。

根拠法令等

農地法第4条第2項、第5条第2項

国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全国统一した基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

松前町は山のない平坦な地形であり、新たな農地の確保は難しい状況であるが、宅地開発等の需要は高い。
その中で、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するためには、農地転用許可の権限委譲が必要である。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|------------------|------|--------------|------|-------|
| 管理番号 | 747 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 市町村に対する農地転用制限の緩和 | | | | |
| 提案団体 | 豊橋市 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

国又は都道府県が、地域振興上または農業振興上必要性が高いと認められる施設のために行う農地転用は、許可不要とされているが、市町村についても同様に許可不要となるよう農地転用の規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【理由】

東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。

しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げになっている。

農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。

【支障事例】

国県が農地転用する際の許可は不要であるが、市が農地転用する場合は、許可を受ける必要があるため、多大な時間と手間を要するほか、許可基準によっては、許可されない場合もある。

これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待ってもらえない。

根拠法令等

農地法第5条第1項第1号

災害に備えて新たなまちづくりを目指していくのであれば、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法に基づく市街化区域への編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適切ではないかと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市計画法の理念や市の上位計画の方針をふまえ、市街化調整区域の土地利用にあたっては、市街化を抑制すべき区域としての基本的な性質を尊重し、開発行為抑制の原則を維持しながら、地域固有の課題の解消につながる土地活用を許容していくことで、適正な土地利用の誘導を図ることができると思う。

市街化区域への編入については、面積規模等要件に当てはまらない場合もあることから、地域特性をふまえたうえで、土地利用が適正と考えられる場合は、市街化区域の編入によらず、地区計画による開発が可能となるよう規制緩和を求めるものである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|--|------|--------------|------|-------|
| 管理番号 | 202 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農地法の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農地法」に係る許可基準の緩和 | | | | |
| 提案団体 | 瑞穂市 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

農地法4条、5条、第1項の末尾に、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでないと記述されている。
各号の追加として、「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合」を記述する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情】
当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域となっている。
東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路用地の多くが、農用区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的な農業の実現可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。
また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。

【改正理由】
国全体の食糧自給の観点から、全国一律に農地を守るという考えもあるが、一方で地域によっては、中山間地に見られるように耕作放棄地が広がり農地を守ることができない又は得策でない場合がある。また、ハイテク技術を用いた農業の推進など、必ずしも農地を減らすことが農業を衰退させることに繋がらないという考え方もある。
そこで、市町村の事情に配慮した許可基準の緩和をお願いしたい。

【改正すべき制度の根拠条文】
(農地の転用の制限) 第4条、
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 第5条
「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合」を、ただし書きの各号の一つとして追加する。

根拠法令等

農地法第4条、5条

国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全国統一した基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。

なお、商業、工業等の企業立地のためにまちづくりを促進するのであれば、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法に基づく市街化区域への編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適当と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地をこれまで以上に適正な確保をするべく農地法を始めとした一連の農地関連法が改正されまもなく5年を向かえようとしています。

その一方で、日本経済の好転が見込めないうえに人口減少が予想されているために、市町村は今後の行政基盤の維持・確保のために地域活性化の方向性と方策を模索している状況であります。

農地には、山間部や山すその中山間地域の農地や1haを越える広大な農地、そして平坦地の周囲を市街化区域に囲まれた農地と様々であり、その耕作手法や農産物の種類も様々であります。

この農地の扱いは各市町村の進むべき方向を位置付ける重要な鍵であり、地域の活性化等の観点から、農地を他の用途に迅速かつ適切に変更できる法律の改正が必要であると考えています。

また、形態が様々な農地を全国統一の基準で農地転用許可の取り扱いをすることは、地域の実情が加味できず市町村が考える土地の有効活用に支障をきたす恐れもあります。

ご指摘のとおり、都市計画法に基づく市街化区域へ編入すれば良いことは理解しておりますが、法手続きの一環として農地転用を前提とした国・県の農政部局との協議があるため、農地転用に係る緩和が必要になると考えています。

なお、農地を含めた総合的な土地利用については、市の総合計画や都市計画マスタープラン、県が決定する都市計画区域マスタープランにより定期的に見直しが見られるため、農地転用もそれに基づき適切に行なわれることとなります。

以上のことから、権限委譲や構造特区の申請などによる対応の可能性に加え、不足する職員でも十分な事務が行える体制を構築するために市町村の裁量の拡大と手続の簡素化を求めます。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|-----------------|------|--------------|------|-------|
| 管理番号 | 207 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農地転用許可基準の一部条例委任 | | | | |
| 提案団体 | 木津川市 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

農地法第4条第2項第1号口に規定する農用地区分の基準(いわゆる「第1種農地」の基準)を農地転用許可権者(農地法第4条第1項に定める農地転用許可権者から事務処理特例条例等により当該権限の委譲を受けたものを含む。)の条例へ委任する。
農地法第5条についても同様。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による農地転用の許可(2haを超えるものを除く。)は、都道府県の自治事務とされている。
しかしながら、許可の基準については、同法及び関係政省令により全国的に統一された基準となっており、許可権者が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。
特に、同法第4条第2項第1号口に規定する「良好な営農条件を備えている農地」の基準のうち、同法施行令第11条第1号に規定する集団的に存在する農地の基準については、実際の農業生産性などに関わらずおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内であることをもって「良好な営農条件を備えた農地」とするものであり、本市の区域内において別紙に詳述する支障が生じている。
なお、提案の実現により優良農地が減少する恐れがあるとの指摘に対しては、現行の基準が農業生産性の低い農地を「良好な営農条件を備えている農地」と誤って規定している恐れがあるものであり、実際に農業生産性が高い農地を減少させるものではない。

根拠法令等

農地法第4条第2項第1号口
同法施行令第11条第1号

国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全国统一した基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。

なお、「集団的に存在する農地」については、10ha以上の集団農地は、高性能な農業機械による労働生産性の向上のほか、①農道、水路等の関連施設の維持・管理が効率的に行えること、②防除等の作業を効率的に行えること等のメリットがあり、効率的な農業生産が可能なまとまりを有する農地として、農業生産基盤の整備などと合わせて、担い手の規模拡大等の施策を推進できる農地であることから、制度上、第一種農地に区分することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

集団農地の規模のみをもって優良農地を規定した場合、10ha以上の集団農地には、小区画の田・畑・樹園地が混在した地域や、山裾や谷筋に位置する急勾配で日照が不良な条件不利地等が含まれることがある。

このような農地では、第1次回答にあるような高性能農業機械の利用による農業生産性の向上や、防除等の作業を効率的に行えるメリットは見込めない。また、面的な農業生産基盤の整備も困難なことから、効率的な農業経営を営む中核的な担い手への集積も困難であり、過度に非農業的土地利用を抑制することは、所有者に収益性が見込まれない農地での農業経営を強いることとなり、農業の成長産業化の妨げとなるばかりか、優良農地での再生産も困難となることが懸念される。

本市としても、国民への食料の安定供給を図るために優良農地を確保する必要性は認識しているが、「食料・農業・農村基本計画」に示された再生産可能な経営を確保するためには、収益性が見込める十分な農業生産性を備えた実質的な優良農地を確保するべきである。

このような観点から、「10ha以上の集団農地」という基準は先述の条件不利地等を包含する危険性があり、実質的な優良農地の基準としては不十分であることから、農地転用の許可権者が、当該許可権を有する区域内の標準的な農業経営の規模や農業経営類型などを勘案して、区域内において再生産可能な経営に供することができる実質的な優良農地の基準を規定できるよう、条例に委任する必要がある。

なお、条例に委任された場合、農業景観や農村集落景観を保全する観点などから非農業的土地利用をさらに抑制することで農地の保全が図られることも期待される。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------------|------|-------|
| 管理番号 | 142 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に基づく計画(27号計画)の要件緩和 | | | | |
| 提案団体 | 佐賀市 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)」について、現行の“直接農業の振興を図るもの”だけでなく、“(間接的に)農業の振興を図るもの”や、“地域振興を図るもの”にも適用を拡げられるなど地方の実情に応じた弾力的な運用を可能とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

佐賀市における新工業団地開発は、平成18年の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、庁内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。

当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、平成21年の農地法等の一部改正により、27号計画が「直接的な農業の振興」に限定され、当初認められていた農地の流動化を目的とした工業団地の開発が認められなくなった。そのため、農政局への協議に入ることすらできず、工業団地の開発に支障をきたしている。

【必要性】

今後の農業振興のためには、農地の流動化を促し、その農地を作業効率の高い大規模区画農地として担い手に集約することで、農業経営の規模拡大による効率性と生産性の向上を図ることが求められている。

農地の流動化を促進する目的で「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」として工業団地を開発し、離農を希望する小規模農家や、担い手への農地集約を希望する兼業農家の就業機会を増大させ、これによって流動化した農地が担い手に集約される。これらにより、本市の農業生産性の向上が図られることから、農業の振興にも資するものであり、ひいては地域の活性化にも寄与するものである。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第27号に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)については、農業の振興との関係が希薄な施設が散見されたことから、平成21年の農地法等改正と併せて、対象となる施設を「地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設」に限定するなど、運用の厳格化を図ったところであり、これを緩和することは困難である。

なお、企業立地に関する取組については、まちづくりの一環で、都市計画法に基づく市街化区域への編入など、地域全体として農業上の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが基本と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|--|------|--------------|------|-------|
| 管理番号 | 203 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に係る手続きの簡素化 | | | | |
| 提案団体 | 瑞穂市 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

農振法第8条4項、市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
上記に、「ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる」を追加。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情】

当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域となっている。

東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路用地の多くが、農用区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的な農業の実現可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。

また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。

【改正理由】

農地転用をするには、前段の処理として、当該農用区域内の土地を農用区域から除外するため、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。この計画変更にあたり、市町村の意向を十分に反映させるため、特殊な場合の例外規定を設ける。

【改正すべき制度の根拠条文】

(農地の転用の制限) 第8条、4項の追加

「ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる」を追加。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条、4項(農振法)

市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある、市町村が事業計画を策定したことをもって、都道府県知事との協議・同意を省略することは困難である。

なお、企業立地に関する取組については、まちづくりの一環で、都市計画法に基づく市街化区域への編入や農村地域工業等導入促進法の活用など、地域全体として農業上の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが基本と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、国の施策で主食用米の生産調整として減反率が約40%と設定されています。農業者の高齢化や離農者の増加と相まって優良農地とされている10ha以上の一団の農地においても、管理が十分ではない農地が散見される状況であります。

一方で、TPPIにより関税撤廃が議論されている中で平成30年に生産調整も廃止される予定となっており、農地の確保に対して国の方針が明確となっていないように感じられます。

農業振興地域整備計画の変更の際に必要な都道府県知事との協議・同意は、市町村により農地の立地条件(土地としての価値)や考え方も異なることから、県が地域の実情を十分に反映することが困難となる場合もあると考えられます。

ご指摘のとおり、都市計画法に基づく市街化区域へ編入すれば良いことは理解しております。ただし、法手続きの一環として農業振興地域整備計画の変更を前提とした県の農政部局との協議があるため、整備計画の変更に係る緩和が必要になると考えています。

なお、農地を含めた総合的な土地利用は、市の総合計画や都市計画マスタープラン、県が決定する都市計画区域マスタープランにより定期的に見直しされるので、農業振興地域整備計画も適切に変更されることとなります。

また、農村地域工業等導入促進法につきましては、当市におきましても既に活用しておりますが、エリアや会社に変更となった場合等の変更手続きに膨大な時間と労力が必要となり即効性に欠けることがあります。

以上のことから、市町村の意向に即した土地利用ができるよう、市町村の裁量の拡大と手続の簡素化を求めます。

全国知事会からの意見

〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|------------------|------|--------------|------|-------|
| 管理番号 | 208 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農用地区域指定基準の一部条例委任 | | | | |
| 提案団体 | 木津川市 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号に規定する農用地区域に指定すべき農用地等の集団性の規模に関する基準を市町村の条例へ委任する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定による農業振興地域整備計画の策定は、市町村の自治事務とされている。

しかしながら、当該計画のうち農用地利用計画(同法第8条第4項の「農用地利用計画」。)に定めるべき農用地区域(同法第8条第2項第1号の「農用地区域」。)の基準は、同法第10条第3項第5号を除き同法及び関係政省令により全国的に統一された基準となっており、市町村が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。

特に、同法第10条第3項第1号に規定する「集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの」の基準については、同法施行令第6条により「10ha」と定められており、市町村が同法第10条第1項の規定に基づき「自然的経済的社会的諸条件を考慮して定める余地はない。

農用地区域は、農地法第4条第2項及び第5条第2項の規定により原則として農地を農地以外の用途へ転換することが認められないことから、提案事項「農地転用許可基準の一部条例委任」と同様の支障が生じており、市町村が地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して指定が行えるよう現行の指定基準を参酌すべき基準としたうえで市町村の条例へ委任する。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号
同法施行令第6条

国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、農用区域に確保することが必要と認められる土地について、全国统一した基準を示しているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは困難である。

なお、同法第10条第3項各号に掲げる農用地等及び農用地等とすることが適当な土地の要件を満たさないこととなった場合には、農用区域から除外することが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市としても、国民への食料の安定供給を図るために優良農地を確保する必要性は認識しているが、「食料・農業・農村基本計画」に示された再生産可能な経営を確保するためには、収益性が見込める十分な農業生産性を備えた実質的な優良農地を確保する必要がある。

10ha以上の集団農地であっても、小区画の田・畑・樹園地が混在した地域や、山裾や谷筋に位置する急勾配で日照が不良な条件不利地など、面的な農業生産基盤の整備などによる農業生産性の向上が困難な地域もあり、このような農地が全国统一の基準により当然に農用区域に指定されることとなれば、原則的に非農業的土地利用への転換ができないこととなり、農家に条件不利地での農業経営を強いることとなる。

このような事態は、「食料・農業・農村基本計画」に示された再生産可能な経営の支障となるものであり、耕地利用率の上昇による食料自給率の向上を図るためにも、農業経営の収益性が見込める十分な農業生産性を備えた実質的な優良農地及び今後そのような農地となることを見込まれる農地を、市町村が地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して規定できるよう、農用区域の指定基準を条例に委任するべきである。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|--------------------------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 755 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務の都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 兵庫県・徳島県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

新品種・新技術等を活用した産地形成の取組に対する支援など産地活性化総合対策事業においては、国から民間団体等の事業主体へ直接交付されている。

【制度改正の必要性】

当該事業の実施には高度な農業技術の確立や技術確立後の広域的な技術普及が必要であるため、農林振興事務所や農業改良普及センター、専門技術員等との連携によるきめ細やかな技術指導が必要である。

【支障事例・効果】

実際には、市町、生産者団体、農協の三者だけで事業を進めている背景があり、専門の技術職員の不足から、地域全体への波及効果や技術の底上げ効果が低い。

実際に事業を実施した小野市の事例では、事業前の平成21年度1.1haであった有機農業面積が、事業実施後には約5.1haにとどまるなど、面積の広がりも小さかった。

したがって、円滑に事業を推進するために補助金交付事務は都道府県が担うべきである。また、都道府県が実施する事業との連携を図ることによって、地域の実情に応じたより効果の高い事業とすることが可能となる。

根拠法令等

産地活性化総合対策事業実施要綱

平成18年度の三位一体改革を踏まえ、平成23年度に創設された本事業については、全国レベルの先進的な農業技術のモデル導入や国が進める方針に基づく産地振興など直接国が関与すべきもののみを支援対象としており、国が公募により事業実施主体を直接採択し、補助金の直接交付を行っているところです。

このため、交付事務を都道府県に移譲することは不適切と考えます。

なお、交付に関する権限を移譲せずとも、都道府県の出先機関や専門技術員等が積極的に関与し、細やかな指導を行うことが可能と考えますので、効果的な事業の実施をお願いします。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・国による方針が示されていれば、都道府県が交付事務を担っても、公平な審査が可能である。
- ・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。

全国知事会からの意見

- ・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|------------------------------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 756 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務の都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 兵庫県・大阪府・徳島県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
農山漁村地域の居住者・滞在者を増やすための対策を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」において、市町が策定した計画に基づく事業については、都道府県を経由せず国から直接市町に交付されている。

【支障事例】
県が計画策定に関与することがないため、計画主体となる市町に対し、広域的な観点での計画策定に対する指導等が実施できていない。

【改正による効果】
中山間地域の活性化については、都道府県においても複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高め、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。

なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。

根拠法令等

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、平成19年に制定された農山漁村活性化法に基づく国の重要な政策手段として、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。

このため、本交付金は、国の支援の在り方として地方の裁量度を大幅に拡大し、今までの交付金と異なり、市町村の自主性や主体性を尊重するために、市町村への直接補助を可能としたものである。ただし、交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとしている。

このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分ご活用いただきたい。

なお、御指摘の一括交付金化については、

- ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、定住等のための施設整備を、
- ・「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、主に、都市農村交流による地域活性化を図るためのソフト活動を、
- ・「『農』のある暮らしづくり交付金」は、もっぱら都市的地域を中心とした地域を対象として、「農」のある暮らしの推進に向けたソフト活動や簡易な補修等を支援するなど、それぞれの交付金の趣旨が異なっていることから、一括交付金化は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・計画策定の主体は市町村であり、都道府県が交付事務を行っても、市町村の自主性や主体性が損なわれることはない。

・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 915 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 埼玉県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

根拠法令等

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、平成19年に制定された農山漁村活性化法に基づく国の重要な政策手段として、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。

このため、本交付金は、国の支援の在り方として地方の裁量度を大幅に拡大し、今までの交付金と異なり、市町村の自主性や主体性を尊重するために、市町村への直接補助を可能としたものである。ただし、交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとしている。

このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分ご活用いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本交付金は、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。

交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとなっている。

このことから市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

また、国は全体の目標を掲げ、地域の事情により精通している県が直接対応することにより、直接交付・間接交付の事務処理の煩雑化も無くなり、地域と連携して効率的に作業を進めることが可能である。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|----------------------------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 757 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務の都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 兵庫県・大阪府・徳島県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等に係る取組を支援する「都市農村共生・対流総合対策交付金」については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。

【制度改正の必要性】

都市と農山漁村の交流、グリーン・ツーリズムなどを推進する組織づくりや人材育成を図るためには、地域によって地勢や社会条件が異なるにもかかわらず、全国的視点で画一的に選定することで効果的と言えるのか疑問である。

【改正による効果】

そこで、地域の実情を把握し、かつ広域的な地域振興に精通している都道府県が総合的な視点に立った実施主体の選定や指導等を行うことにより、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。

なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。

根拠法令等

都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱

現在、農山漁村地域では、著しく高齢化が進行するなど、集落機能や地域コミュニティ活力が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になることから、農業農村政策については、市町村行政による取組に加えて国として積極的に支援していく必要がある。

本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。

このため、本交付金は国が全国的な見地から実施することが適当であり、都道府県に交付事務を移譲することは困難である。

御指摘の一括交付金化については、

- ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、定住等のための施設整備を、
- ・「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、主に、都市農村交流による地域活性化を図るためのソフト活動を、
- ・「『農』のある暮らしづくり交付金」は、もっぱら都市的地域を中心とした地域を対象として、「農」のある暮らしの推進に向けたソフト活動や簡易な補修等を支援するなど、それぞれの交付金の趣旨が異なっていることから、一括交付金化は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。
- ・都道府県が主体となっても、全国への適切な情報提供は可能である。

全国知事会からの意見

- ・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 918 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 埼玉県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち都市農村共生・対流総合対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。

根拠法令等

都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱

現在、農山漁村地域では、著しく高齢化が進行するなど、集落機能や地域コミュニティ活力が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になることから、農業農村政策については、市町村行政による取組に加えて国として積極的に支援していく必要がある。

本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。

このため、本交付金は国が全国的な見地から実施することが適当であり、都道府県に交付事務を移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。

しかし、県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能となる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---------------------------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 758 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 兵庫県・大阪府・徳島県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

交流農園や福祉農園の整備を支援する「農」のある暮らしづくり交付金については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。

【制度改正の必要性・効果】

都道府県においては、農園の整備というハード面だけでは不十分なことから、体験農園や実習講座などのソフト事業についても事業を実施している。

また、当該事業の目的は、社会の高齢化・成熟化が進むことによる「農」のある暮らしを楽しみたいとの要望拡大や、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズ拡大への対応であるが、高齢者・障害者への支援については、都道府県において複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高めることにより、より効果的・効率的な事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。

なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。

【支障事例】

都市計画区域内で施設を整備するのに必要な法手続を、国が指導していなかったことから、事業実施を延期した例があるなど、都道府県が介していれば防ぐことのできた事例もあり、多方面にわたる事情に精通した都道府県が実施する事業とすべきである。

根拠法令等

「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「『農』のある暮らしづくり交付金」が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国の動向を見て今後の対応を検討する。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 917 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 埼玉県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち「農」のある暮らしづくり交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。

根拠法令等

「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱

本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「『農』のある暮らしづくり交付金」が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本交付金は、社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しみたいとのニーズが増加しており、都市及びその近接地域において、都市農業の振興・都市農地の保全のための取組及びこれに付随する簡易な施設の整備や「農」と関わるための施設、地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設等を整備するものである。

そこで、県や市町村の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施することが可能となる。そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

なお、都市農業施策に関わる事業は重要であり継続を願いたい。

全国知事会からの意見

・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|--|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 759 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 兵庫県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」の対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」については、主食用米からの転換作物等について、特定の品目を戦略作物として指定し、全国一律の単価を設定しており、国が、直接、農業者にその作付けに合わせて交付金を交付している。

【支障事例】
本県で作付を推進している野菜は、本県の水田への作付面積では、麦や大豆、飼料作物よりも大きく(約4倍)、水田活用を進めるための最も重要な作物となっている。
野菜の作付推進には、県や地域段階の産地交付金活用も実施しているが、その他の地域特産物の振興や、麦・大豆の団地化の取組推進との兼ね合いもあり、十分な支援につながっていない。(本県の野菜作付面積: H22年 9,480ha → H24年 9,340ha(△140ha))

【制度改正の必要性・効果】
現状では、戦略作物として対象となる作物は全国一律であり、上記のように、本県で作付を推進している野菜は、対象作物とされていない状況である。
地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図る上でも、交付金の財源を国から都道府県へ交付金化し、移譲したうえで、助成対象作物や、単価の設定を都道府県で出来るようすべきである。
また、都道府県が実施する各種振興施策と連動させることによって、より効果の高い事業展開が可能となる。

根拠法令等

経営所得安定対策等実施要綱

水田活用の直接支払交付金においては、国としての水田フル活用の推進のために全国的な作付の拡大が必要な麦、大豆、飼料作物等の戦略作物に対する支援(戦略作物助成)に加え、地域が取組内容(作物等)・単価を設定できる産地交付金の仕組み(交付については、戦略作物助成、産地交付金ともに国から農業者に直接交付する仕組み)を設けており、本年度はその予算額も大幅に拡充されています(H25:539億円→H26:804億円)ので、野菜等の振興については、当該交付金を有効に御活用いただきたいと考えています。麦、大豆、飼料用米等の戦略作物については、内閣として先般取りまとめた農政の見直しの重要な柱として、その本作化及びそれによる水田フル活用を着実に進めることとされていますので、それに支障が生じることがないようにする必要があり、対応は困難であるところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国による基準が示されていれば、都道府県が交付主体となっても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査・運用が可能である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 760 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 兵庫県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
米の直接支払交付金は、米の生産数量目標に従い、主食用米の作付けを行った農業者に交付されるものである。

【制度改正の必要性】
米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。

【改正による効果】
これにより、現状では、平地と中山間地等の条件不利地との間や、大規模稲作農家などの担い手と兼業農家の間でも一律である助成単価に差を設けるなど、各都道府県の地域性に合わせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。
(平成29年度までの時限措置)

根拠法令等

経営所得安定対策等実施要綱

米の直接支払交付金については、米は諸外国との生産条件の格差から生じる不利はなく、また、潜在的な生産力が需要量を上回っているなど政策的な問題があったため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)において廃止を決定したところです。平成26年産米から単価を7500円/10aに削減した上で平成29年産まで実施することとしたのは、この交付金を前提に、機械・施設への投資を行ってきた農業者等がいたための激変緩和措置です。

このため、米の直接支払交付金について、新たに交付単価に差を設けるなど、これまでと異なる仕組みとすることは、激変緩和措置としての本交付金の性質からして適当ではありません。

また、米の直接支払交付金は、全国一律の単価とすることにより、コスト削減等に取り組む地域においては努力に応じて所得が向上する仕組みがとられているが、仮に、地域別の単価を設定することとした場合には、コスト削減等の努力をしない地域が、努力をした地域よりも多くの交付金を得ることにもなりかねず、逆に不公平になると考えられます。

なお、傾斜地などの条件不利地に対しては、水稻に限らず、水田・畑地を対象とした中山間地域等直接支払を行っているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国による基準が示されていれば、県が交付主体となっても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査運用が可能である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 761 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 日本食・食文化魅力発信プロジェクト 日本の食魅力発見・利用促進事業のうち「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務の都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 兵庫県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務を国から都道府県へ移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るための商品開発、販路拡大、人材育成等に係る取組を支援する「食のモデル地域育成事業」では、農林水産省が公募、採択し、交付金は「食のモデル地域実行協議会」に直接交付され、当該協議会に県が構成員となっていない場合は、都道府県の関与なく事業が実施される。

【制度改正の必要性】

都道府県においては、特徴ある食品の加工技術の開発や、その生産者の育成に係る事業を展開しており、また都道府県が展開している独自のブランド戦略との連携を図ることで、蓄積された技術情報やデータベースを有効に活用できることから、より効率的に事業を展開することが可能となるため、国から都道府県に事務を移譲すべきである。

【支障事例】

具体的な支障事例として、本県では淡路島の農水産物・加工食品の生産・流通・観光・消費が一体となって、食料生産拠点としての淡路島の魅力をさらに引き出すとともに、島内はもちろん京阪神などの大消費地での新たな需要を開拓することを目的として、22年度に「食のブランド淡路島推進協議会」(事務局:洲本農林)を設置し、ブランド推進戦略を展開してきた背景がある。一方で、25年度に淡路市や(株)パソナ等が構成メンバーとなり、「淡路地域食のモデル構築協議会」を設立し、本事業を行っているが、同団体が本事業に採択されたことについて後日に県に情報が入り、取組内容についても、県の「食のブランド淡路島推進協議会」と重複する部分があり、県が本事業の交付事務を行っていれば、応募団体に対し既存団体との調整や県のブランド戦略等を指導することで、より効果的に事業展開が可能となったが、調整不足が見られた。

根拠法令等

日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱

本事業は「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」の一貫として、成果を全国に広く発信することを目的に地域でモデル的な取組を行う協議会の活動を補助するものであり、国として実施することが効果的な施策であると考えています。

なお、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国による基準が示されていれば、都道府県が交付主体となっても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査運用が可能である。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 919 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 埼玉県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】
同趣旨の地産地消を県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。
また、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

日本の食魅力発見・利用促進事業実施要綱

本事業は「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」の一貫として、成果を全国に広く発信することを目的に地域でモデル的な取組を行う協議会の活動を補助するものであり、国として実施することが効果的な施策であると考えています。

なお、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本事業は、国産農林水産物・食品や日本食・食文化の魅力を再発見し、全国に発信することを通じて、国産農林水産物・食品の消費拡大に繋げることを目的に、地域の農林水産物の利用促進や全国レベルでの国産農林水産物・食品の消費拡大に向けた取組等を、日本の食魅力再発見・利用促進事業により一体的かつ総合的に推進するものである。また、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としている。

同趣旨の地産地消の取組は県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消、事務の軽減になるとともに、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 913 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 埼玉県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち農業基盤整備促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

根拠法令等

農業基盤整備促進事業実施要綱

農業基盤整備促進事業は、我が国農業の競争力を強化するために、担い手への農地集積や農業の高付加価値化を推進するという国の政策目標を達成するための事業であり、財源・権限を都道府県に移譲することはできない。

なお、都道府県の農業政策や関連する事業の実施等とも整合を図るため、採択申請は都道府県経由としているが、補助金の交付方法については、事業主体に直接交付するものと都道府県経由で交付するものとを併用しているところであり、都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の実情に応じ迅速かつきめ細やかに農地や農業水利施設等の整備に対して補助する制度である。そのため、市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

また、国は全体の目標を掲げ、地域の事情により精通している県が直接対応することにより、直接交付・間接交付の事務処理の煩雑化も無くなり、地域と連携して効率的に作業を進めることが可能である。

今後は都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 914 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 埼玉県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。

根拠法令等

環境保全型農業直接支援対策実施要綱

環境保全型農業直接支払交付金については、平成27年度からは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定することとしており、こうした国や地方公共団体の方針・計画に即して実施されることとなります。

このため、法律に基づき、引き続き、国の事業として実施することとなるが、交付ルートを、国から農業者への直接交付から、国→都道府県→市町村→農業者団体等に一本化することとし、都道府県からの申請に基づき、国は都道府県に必要とする額を交付する仕組みに見直すこととしています。また、農業者団体等からはこれまで国費と市町村分に分けて提出されていた交付申請書が1つになることと等により、事務手続きの負担の軽減も図られるものと考えています。

なお、本制度においては、都道府県が地域の実情に応じた独自の取組を地域特認取組として申請できるものとなっており、その際には農業者への交付単価も含め設定できるなど、地方の裁量を活かした制度となっています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

当該交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定していることから、県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 922 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 埼玉県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち果樹経営支援対策事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

産地の実情を把握している県が行うことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。

根拠法令等

果実等生産出荷安定対策実施要綱

永年性作物であり、隔年結果等により需給バランスが崩れやすい果樹については、中長期的な需給見通しに即した生産振興を図るとともに、全国的な需給動向に即した計画的な生産・出荷体制を確保することが必要であることから、果樹農業振興特別措置法(果振法)に基づき、国は「果樹農業振興基本方針」を定めるとともに、その推進を図るため、果樹経営支援対策事業を実施してきたところです。

このため、本事業については、需給調整対策をはじめとして、全国各地の果樹の生産や需給を的確に把握しつつ、全国一律のルールの下で実施する必要があることから、国の事業として行うこととしています。

なお、本事業については、果振法に基づき、都道府県が定める「果樹農業振興計画」や、農家代表、農協、市町村、県普及・行政組織等により構成される産地協議会が産地の特性や意向を踏まえて目指すべき姿を定める「果樹産地構造改革計画」に沿って実施しているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本事業は、果振法に基づき、都道府県が定める「果樹農業振興計画」や、農家代表、農協、市町村、県普及・行政組織等により構成される産地協議会が産地の特性や意向を踏まえて目指すべき姿を定める「果樹産地構造改革計画」に沿って実施している。

そのため、産地に近く、実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と綿密な連携を取り、より効果的で効率的な事業実施が可能となるため、県へ財源・権限を移譲すべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 923 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 埼玉県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち茶改植等支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

産地の実情を把握している県が行うことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。

根拠法令等

果実等生産出荷安定対策実施要綱

茶改植等支援事業については、お茶の振興に関する法律(平成23年法律第21号)の制定とともに措置された事業であり、国内の茶の需要拡大や輸出拡大の取組と密接な関係があることから、国の助言・指導等が直接的に可能となる直採事業として設計されたものです。

茶については、産地が特定の地域に存在しており、産地ごとの規模も大きく異なることから、その事業量については、年度ごと、地域ごとに大きく変動します。

全国の産地が、基本方針の下で一体となって茶の生産振興を図るためには、国が産地間・年度間調整をしながら事業を実施することが、効果的かつ効率的であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

当事業の支援対象者は、茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、「人・農地プラン」又は「経営再開マスタープラン」に中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている、又は借り受けることが見込まれることになっている。

そこで、産地に近く、茶の生産の実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と綿密な連携を取り、より効果的で効率的な事業実施が可能となる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|--|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 773 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 環境・衛生 |
| 提案事項 (事項名) | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省 | | | | |

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、助言
事業者等への勧告、公表、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|--|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 974 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 環境・衛生 |
| 提案事項 (事項名) | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 関西広域連合 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省 | | | | |

求める措置の具体的内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。

事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、各地方農政局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 978 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 環境・衛生 |
| 提案事項 (事項名) | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 鳥取県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省 | | | | |

求める措置の具体的内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者:74、371者、自主回収認定業者:70者(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|--------------------------------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 775 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 環境・衛生 |
| 提案事項 (事項名) | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省 | | | | |

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、公表、助言
事業者等への勧告、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条

報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|--------------------------------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 975 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 環境・衛生 |
| 提案事項 (事項名) | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 関西広域連合 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省 | | | | |

求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。

事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条,第10条,第24条第1項から第3項

報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、各地方農政局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 979 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 環境・衛生 |
| 提案事項 (事項名) | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 鳥取県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省 | | | | |

求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条

報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---------------------------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 776 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 環境・衛生 |
| 提案事項 (事項名) | 資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 兵庫県、徳島県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、助言
事業者等への勧告、公表、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。
なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。

根拠法令等

資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条

同法目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を移譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。

なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|----------------------|------|--------|------|------|
| 管理番号 | 27 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 産業振興 |
| 提案事項 (事項名) | 農商工連携に関する事務の都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 愛知県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 経済産業省、農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

地域における関係機関との案件発掘等に係る調整
農商工等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務
補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を越えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条
中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金 農商工等連携対策支援事業要綱

本制度は、中小企業の経営の向上や農林漁業経営の改善により国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。

都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。

また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

事業計画認定に係る事務について、既に各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任されていることからすれば、都道府県に移譲することにより、さらに地域の中小企業のニーズを踏まえたきめ細かい支援を行うことができるのではないかと。

全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。

全国知事会からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|------------------------------------|------|--------|------|------|
| 管理番号 | 851 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 産業振興 |
| 提案事項 (事項名) | 農商工等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 愛媛県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 経済産業省、農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっているとともに、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。

全国を見据えた視点についても、現地、連携体の現状を掌握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家の意見照会等)が必要である。

認定要件「新商品(新規性)」「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農商工連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。

認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等問題を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につなげることができる。

(参考)

認定数H26..2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県)

愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件

年度別 農商工等連携事業認定数

H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件)

農商工連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。

県等が実施している農商工連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条

ご指摘のような、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることという要件は法律等では求めておらず、事業計画認定に係る事務については、本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において各地域の外部有識者等から選出する等地域性や事業者のニーズ等に配慮した運営を行っているところ。

また、各都道府県にて実施している農商工連携ファンド事業に対し、国が先進的なモデル事業の発掘・創出の観点から、地方では行うことの出来ない全国的視点の下で事業計画の認定及び補助金交付による支援を行う必要がある。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付するようご検討頂きたい。

全国知事会からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|---------------------------------|------|--------|------|------|
| 管理番号 | 982 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 産業振興 |
| 提案事項 (事項名) | 農商工等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 神奈川県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 経済産業省、農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

農商工等連携促進法による事業計画の認定業務
中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務
について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。

また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。

現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。

なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条

売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なことは貴県の指摘どおりであり、貴県を初めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと思料されるが、農商工等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。

また、本事業の執行については本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に事務処理を委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において当該地域の外部有識者から選出する等、地域事情に配慮しており、現行体制で特に不備はない。

さらに、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地元の販路分析や支援体制の構築については、地域の中小企業や小規模事業者の実情とニーズを把握している都道府県が、その実施する他の産業政策と連携させることによってより効果を上げることができるため、都道府県を実施主体にすること。

都心部への販路開拓は重要であるが、事務権限を移譲したうえで、国と地方が連携するべきと考える。従って、その重要性が故に国が実施することが適当ということにはならない。

全国知事会からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|--|------|--------|------|------|
| 管理番号 | 368 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 産業振興 |
| 提案事項 (事項名) | 省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲 | | | | |
| 提案団体 | 九州地方知事会 | | | | |

制度の所管・関係府省

経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。

これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。

【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。

【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。

根拠法令等

エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条

前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査に関する権限の移譲の受入れが困難である旨示されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。

本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものとする。

全国知事会からの意見

- ・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討すべきである。
- ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
- ・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したもの。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|--|------|--------|------|------|
| 管理番号 | 510 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 産業振興 |
| 提案事項 (事項名) | 「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 神奈川県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 国土交通省、経済産業省、農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。

国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。

そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。

なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各拠点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。

根拠法令等

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条

物流・流通業務効率化等に関する事務については、個々の地方自治体における十分な体制整備及び共管省庁と制度のあり方について調整が完了した場合に、地方自治体の発意に応じて選択的に移譲することに異存はない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

総合効率化計画の認定等の事務については、計画を実施する者の種別等に応じて、国(国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣)または都道府県が行うこととなっており、申請者にとっては煩雑な制度となっている。
この状況を改善するため、権限移譲に当たっては、国(三主務大臣)の所管分すべてについて同時に行う必要があると考える。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|-------------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 138 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農地制度のあり方について | | | | |
| 提案団体 | 全国知事会、全国市長会、全国町村会 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

- ・農地の確保に資する国・地方の施策の充実
- ・農地の総量確保の目標管理
- ・農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

〔基本的認識と改革の方向性〕

- 真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識
- 地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進

→国、都道府県、市町村が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築するとともに、個別の農地転用許可等は、市町村が担うべき

〔見直しの方向性〕

- 農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実
- ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)(地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施)
- ・地方では新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記(現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ)

耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定

目標管理に係る実行計画の実施状況等を第三者機関が事後評価

- 農地転用許可制度等(ミクロ管理)の見直し
- ・農地転用許可等について、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲
- ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
- ・市町村農業委員会選任委員の学識経験者の比率を高めることを可能とする
- ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止(地域の実情を踏まえ、必要に応じて聴取)

- 農地において農業が力強く営まれるための取組を充実

国は制度の枠組みづくりを行い、地方は農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策等の具体の施策を推進

※別紙参照

根拠法令等

農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第8条、農地法第4条、第5条、附則第2項、農業委員会等に関する法律第12条

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

平成26年8月5日に公表した「農地制度のあり方について」(地方六団体提言)に対する「農林水産省の考え方」(左記回答)については、現行制度の課題において一定の部分は地方六団体提言と認識を共有していると考えているが、これらの課題を踏まえた農林水産省としての具体的な提案は十分に示されておらず、地方六団体提言に対して様々な懸念を示すにとどまっている。

地方六団体提言は、農林水産省が懸念を示している点にも十分応えているものと考えているが、これらの懸念を払拭するため、地方六団体提言の考え方を補足するので、これに対する農林水産省の見解について回答いただきたい。

また、農地の総量確保(マクロ管理)及び個別の農地転用許可等(ミクロ管理)の見直しについて、農林水産省においてお考えのスケジュールと具体策の案を明示していただきたい。

(別添参照)

全国知事会からの意見

(当会意見)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|--------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 292 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農地制度のあり方について | | | | |
| 提案団体 | 三重県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

農地の確保に資する国・地方の施策を充実させる。
農地の総量確保の目標管理を行う。
農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直しを行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【農地の確保に資する国・地方の施策の充実】
実効性ある農地の総量確保の目標管理の仕組みを構築する。具体的には、国指針として「確保すべき農用地等の面積の目標」を設定することとし、この設定に際し、農地確保の施策効果ごとの目標を設定する。従来、市町村は目標設定に関与することができなかったが、これらの目標は、国、都道府県、市町村が十分議論を尽くした上で設定することとする。このため、単に国が地方の意見を聴取するのではなく、国と地方が透明性を確保した中で、実質的な議論を行うための新たな枠組みを設けることとする。なお、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、国指針、都道府県方針、市町村計画に明記することとする。また、農地確保の施策について確実に実行に移すため、国、都道府県、市町村それぞれのレベルで、「実行計画」を策定する。

【農地の総量確保の目標管理】
個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から、市町村に移譲し、国、都道府県の関与は不要とするべきである。また、市町村計画の策定のうち農用地区域の設定・変更についても、都道府県知事の同意を不要とするべきである。

【農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し】
上記の目標達成に向け、国は農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進する。

根拠法令等

農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第8条
農地法第4条、第5条、附則第2項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○地方六団体が示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|-------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 16 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農地転用許可権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 飯田市 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

- ①農地転用許可については、大臣許可・協議等の事務処理に多大な時間や手間を要し、迅速性に欠けるため支障があり、地域事情を把握している市町村に権限を移譲すべきである。総合的な土地利用行政を担う観点から、基礎自治体である市町村に権限を移譲すべきである。
- ②現行の許可権限は、面積4ha超の農地にあつては「国(農林水産大臣)」、4ha以下2ha超は、国の事前協議に基づいて「都道府県知事」、2ha以下は「都道府県知事(権限移譲を受けた市町村は除く。)」にある。これらすべての許可権者を「市町村へ移行」する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- ・支障となる手続きの現状と事例
開発計画を進めるためには、農用地区域からの除外(以下「農振除外」と標記。)の許可を受け、その後農地転用の手続きを進めることとなることから、農地転用が許可される見込みがない事案については農振除外の手続きが進められない。そのため、農振除外が必要な大規模な開発については、国、県との事前協議を行い、除外相当と認められた後に農振除外の申請を行うこととなる。国との協議は非常に長期間を要するため、開発計画の速やかな推進は困難である。
- ・迅速な事業推進の必要性
農家の後継者の住宅整備等小規模な開発に伴う転用についても、農振除外の手続きにおいて県との協議に相当な時間を要し、後継者の定住に支障がある。
- ・地域の実情を踏まえた必要性
農地転用許可は、農用地区域の設定とともに優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。地域事情を把握している基礎自治体が、土地利用行政を総合的に担っていく必要があるという観点から、市町村に許可権限を移譲すべきである。

根拠法令等

農地法第4条及び第5条

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

- ・上記のことを実現するためには、「農地の総量確保」と「地域の実情に応じた農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更」を両立させる適切な運用基準が必要となるが、その制度設計に当たっては、国は地方公共団体の意見を十分に聴き、市町村が移譲された事務・権限を適切に運用できるようにすべきである。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|-------------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 20 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農地転用許可(4ha超)権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 愛知県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

農地の転用(4ha超)に関する許可権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を招くとは考えにくい。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮すると地方で行う方が効果的な事務ができる。

根拠法令等

農地法4条1項、5条1項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

真に守るべき農地の確保を図る方策は重要と考えるが、地方分権にも十分に重きを置き、提案どおりの対応が実現するよう検討していただきたい。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|------------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 80 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 全ての市町村に転用許可権限を移譲 | | | | |
| 提案団体 | 松前町 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

農地法第4条及び第5条を改正し、農地転用の許可を市町村が行うようにする

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。

そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。

土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。

しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になるとともに、迅速性にも欠けている状況である。

地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。

そのため、農地転用の許可を市町村が行うことができるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。

根拠法令等

農地法第4条第1項、第5条第1項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

松前町は山のない平坦な地形であり、新たな農地の確保は難しい状況であるが、宅地開発等の需要は高い。

その中で、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するためには、農地転用許可の権限委譲が必要である。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|----------------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 91 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲 | | | | |
| 提案団体 | 佐賀県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を、農林水産大臣及び都道府県知事から、市町村長へ移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割りであるが、都市計画法制が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。

【改正の必要性】農地転用に関する事務権限を市町村に移譲する。これにより、地域の実情を把握する市町村が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能となる(別途、農地法附則第2項に基づく、国への協議を廃止することも提案)。

【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書(添付)で提案しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方六団体「農地制度のあり方について」を実現することが、地方分権の観点と農地確保の観点から検討を行うとした閣議決定の趣旨に最もかなうと考えており、その実現を強く求める。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 再検討要請

| | | | | | |
|---------------|------------------|------|--------|------|-------|
| 管理番号 | 100 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 農地・農業 |
| 提案事項 (事項名) | 農地転用許可権限の市町村への移譲 | | | | |
| 提案団体 | 岡山県 | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | 農林水産省 | | | | |

求める措置の具体的内容

- ①4haを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を市町村長へ移譲する。
- ②4ha以下の農地転用に係る知事の許可権限を市町村長へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。

【支障事例】

地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。

【制度改正の経緯】

本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができています。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。

根拠法令等

農地法第4条第1項及び第5条第1項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができてきている状況にある。

農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が行えるようにすべきである。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。